令和９年度　伊那市地域おこし協力隊募集要領

伊那市は、南アルプスと中央アルプスの二つのアルプスに抱かれ、市の中央部を天竜川と三峰川が流れる豊かな自然と歴史・文化に育まれた自然共生都市です。
肥沃で広大な農地は、様々な種類の農作物を生産するのに適し、日照時間の長さと冷涼で澄んだ空気は、農作物を更においしく育ててくれます。
また、伊那市は、歴史・文化・芸術などの分野で数々の偉人を輩出するとともに、地域の伝統文化を大切に継承するなど、人と歴史と文化を大切にするまちです。
こうした自然と歴史・文化が調和した魅力あふれる伊那市の地域振興に一緒に取り組んでいただける「地域おこし協力隊」を募集します。

１　業務概要及び募集人数

ミッション名 （活動地域）	主な業務内容	募集 人数
① 裏入笠高原 ストーリーテラー	スキー場やお花畑で賑やかな入笠山の“裏側”にある、牧場跡地となった入笠高原の長年大切に守られてきた豊かな自然の魅力をフィールドとして体験プログラムの提供などにより、入笠高原が体験型の目的地となるストーリーをつくる。 ・入笠高原での体験型コンテンツの掘り起こし（トレッキングコース設定・遊歩道整備、「裏入笠高原の楽しみ方」パンフレット作製、星空体験、自然体験　など） ・自然と風景を守るルールづくり、サインの設置、環境美化、巡回 ・市民向けイベント開催、関係団体等と連携したイベントやツアー企画の実施 ・ツアーガイドやキャンプ場経営など業となるコンテンツ・プログラムの造成　など	１名
② 若者と地域をつなぐ共創プランナー	地域おこし協力隊が窓口となり、地域住民（農家、商工会、NPO など）や大学・学生とのきめ細やかな調整により、地域との信頼関係を構築するとともに深い学びを実現し、持続的な事業運営を行う。 ・フィールドワークの質的・量的向上と定常化 ・大学等とのパイプ（ネットワーク）の構築 ・地域や企業等と学生の橋渡し ・若年層の流出抑制、U ターン・I ターン（関係人口化）への接続 ・ふるさと未来カレッジ制度等の活用 ・SNS などを通じた地域の情報や魅力の発信　など	１名
③ シェアエコ 2.0 コミュニティ・ファシリテーター	自ら地域や学校現場へ飛び出し、若者の「やってみたい」に寄り添うメンター（伴走者）としての活動を通じ、地域の多様な主体や学生とのきめ細やかな調整や潜在的な人・モノ・知恵を接続・循環を図るとともに、関係人口の創出や将来的な UIJ ターン、任期後の起業・地域定着を目指す。 ・令和 9 年 10 月の運用開始に向けた、学生・住民・企業等とのきめ細やかな調整と連携体制の構築 ・若者や学生の「やってみたい」に寄り添い、企画実現や地域課題解決に向けた伴走支援（メンター活動） ・学生の探究プログラムの連携、大学のフィールドワーク等の受け入れや、グローカルキャンプ等のイベント後の継続的な関係性の構築等の推進 ・SNS 等を活用したリアルな情報発信や、継続的な関わりしろづくりを通じた若年の流出抑制や UIJ ターンへの接続　など	１名

2　応募資格

（１）共通事項

ア 年齢が 20 歳以上概ね 50 歳以下の方（令和９年 4 月 1 日現在）

イ 条件不利地域（※1）以外の地域から生活の拠点を伊那市（※2）へ移し、住民票を異動することができる方

ウ 任期終了後も伊那市に引き続き定住する意思がある方

エ 地域の活性化に深い熱意と知識を有し、かつ、積極的に活動できる方

オ 地域住民や関係者等と円滑なコミュニケーションがとれ、良好な関係を築き、交渉や調整をしつつ、協働し前向きな取組ができる方

カ 心身ともに健康で、地域になじむ意志を有し、かつ、誠実に活動を遂行できる方

キ Word、Excel をはじめとした一般的なパソコン操作ができる方

ク SNS などを活用した情報発信ができる方

ケ 普通自動車運転免許を取得している方（令和９年 4 月 1 日までに取得見込みの方を含む。）

（２）個別事項（ミッションごとに必要となるスキル）

① 裏入笠高原ストーリーテラー

・標高が高く市街地から離れた高原での業務ができること

② 若者と地域をつなぐ共創プランナー

・プロジェクトマネジメントやファシリテーション、体験プログラムの企画・実施経験があること

③ シェアエコ 2.0 コミュニティ・ファシリテーター

・若者や学生と同じ目線に立ち、等身大で寄り添った対話・伴走ができること

・企画・運営、調整（ファシリテーション）や体験プログラムの実施経験があること

（※１）

条件不利地域とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）及び沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）の各法により指定された地域。

（※２）

三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県内の市町村）以外の地域（政令指定都市を除く）から住所を移す場合は、市内の高遠町及び長谷の区域に限る。

3　隊員の委嘱

応募資格を満たす方の中から市長が委嘱します。（市との雇用関係はありません。）

なお、市長が隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても解嘱することがあります。

4　委嘱期間

令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで

（年度更新、最長で３年まで延長する場合あり）

5　報償費

隊員の報償費は、月額 291,600 円を予定しています。

※雇用の形態ではなく、委嘱となりますので、雇用保険には加入しません。

また、健康保険等は、各自でご対応いただきます。

6　活動形態等

協力隊の業務に従事する時間は、週 24 時間を基本とし、活動状況等を市長に報告する必要があります 。活動に必要と認められる作業道具、消耗品、旅費等の経費は、予算の範囲内で市が負担します。

なお、協力隊の活動に支障がない範囲での副業は制限しません(主業は協力隊としての活動)。

7　住　居

委嘱期間中の住居は、必要に応じて、市が無償で貸与します。

※転居に係る費用、生活備品及び光熱水費等は、個人負担となります。

なお、住居の場所や種類は選択できません。

8　車　両

隊員の活動に必要な車両は、原則として隊員が用意するものとします。

※燃料代は、活動に関わる移動距離に応じ、予算の範囲内で市が負担します。

9　応募方法

「ながの電子申請システム」の応募フォーム（①）から応募申請の上、下記の添付書類（③④）を伊那市役所 地域創造課へ送付（または持参）してください。

■応募フォーム

① ながの電子申請システム： 右の QR コードからご応募ください

※申請履歴の確認のため、ユーザー登録の上ご申請ください。

■添付書類 … 送付(または持参)で原本を提出

② 運転免許証のコピー （両面）

③ 住民票の写し (3 か月以内に発行された原本)

④ 住所地(令和８年１月１日時点)の市税等の完納を証する書類 (原本)

※提出書類は返却しません。応募に要する一切の費用は応募者負担となります。

※その他資料(ポートフォリオや企画書など)の添付も可能ですが、最小限に留めてください。

10　応募受付期間

令和８年 10 月 13 日(火)から令和８年 11 月 24 日(火)まで〈必着〉

11　選考方法

書類及び面接による審査を行います。

（１）第１次選考（書類選考及び必要によりＷｅｂ面談）

書類選考・Web 面談（必要により）による選考の上、結果は令和８年 12 月２日(水）を目途に応募者全員に通知します。

（２）第２次選考（伊那市役所での面接）

第１次選考合格者を対象に、令和８年 12 月 11 日(金)、12 月 12 日(土)いずれかに第２次選考（対面による面接）を行います。詳細は、第１次選考結果の通知の際にお知らせします。

選考結果(最終)は、第２次選考受験者に令和８年 12 月 25 日(金)を目途に通知します。

※面接日時は指定させていただきます。受験者の都合による面接日時及び方法（対面）の変更はできません。あらかじめ日程のご調整をお願いいたします。

（３）その他

災害発生や感染症等の状況により、日程やオンライン面接等に変更する場合があります。あらかじめご承ください。

12　その他

伊那市議会（令和９年３月定例会）において、本案件に必要な予算が議決されなかった場合、採用は取り止めとなります。あらかじめご了承ください。

ご不明な点は、地域創造課までお気軽にご相談ください（オンライン相談も対応可)。

【応募・問い合わせ先】
伊那市 企画部 地域創造課（担当： 田中・藤井・倉島）
〒396-8617　長野県伊那市下新田 3050 番地 伊那市役所４階
TEL: 0265-78-4111 (内線 2251・2253)　　FAX: 0265-74-1250
E-mail: jkz@inacity.jp